

補正予算のポイント

令和6年5月
高松市財政課



5月補正（専決処分）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額（専決処分）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る予算の措置により、約44億円の増額補正

(百万円・%)

区分		補正前	補正額 (専決処分)	補正後	当初予算比
一般会計 (A)		171,900	4,398	176,298	102.6
特別会計 (B)		118,320		118,320	100.0
企業 会計 (C)	病院事業	12,285		12,285	100.0
	下水道事業	23,237		23,237	100.0
全会計 (A+B+C)		325,742	4,398	330,141	101.4

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の実施（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業）

定額減税補足給付金事業費

【市民税課】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円及び個人住民税1万円が減税される令和6年度の定額減税において、定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる納税義務者に対し、調整給付金を給付します。

補正額	財源
3,593,398千円	国 3,593,398千円

住民税非課税世帯生活支援給付金事業費

住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金事業費

低所得子育て世帯加算給付金事業費

【地域共生社会推進課】

補正額	財源
805,009千円	国 805,009千円

給付対象	給付額
①世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※令和5年度実施の住民税非課税世帯への給付対象世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付対象世帯は除く	1世帯あたり 10万円
②世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税である世帯（①を除く） ※令和5年度実施の住民税非課税世帯への給付対象世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付対象世帯は除く	1世帯あたり 10万円
原則として、上記①②の世帯員である18歳以下の子ども （18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）	児童1人あたり 5万円